

# 長野県地球温暖化対策条例改正案 主要事項骨子（案）

## 第一 目的

長野県環境基本条例の基本理念にのっとり、地球温暖化対策及び環境エネルギー政策（以下「地球温暖化対策等」という。）に関し、県、市町村、事業者、県民等の責務を明らかにする。基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策等の推進を図り、持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会を構築することを通じて、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

地球温暖化対策に加え、「環境エネルギー政策」に関する条例であることを明確にし、「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会を構築すること」を基本目標とした。定義にも加える予定。

## 第二 責務（環境エネルギー政策に関する視点を加えつつ、現行の条例を基本とする）

## 第三 計画

- 一 知事は、地球温暖化対策等を推進するための計画（推進計画）を定めなければならない。
- 二 知事は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の抑制を推進するための計画（事務事業計画）を定めなければならない。

現行の条例で規定している「推進計画」に加え、県の「事務事業計画」の策定を明確にした。

## 第四 研究、教育及び広報

- 一 県は、地球温暖化対策等に関する政策、技術その他必要な知見の研究の振興を図るよう努める。
- 二 県は、地球温暖化対策等に関する教育及び学習の振興を図るよう努める。
- 三 県は、地球温暖化対策等の重要性について、広報活動を行うよう努める。

現状の条例で規定している「教育及び学習」「広報活動」に加え、政策・技術等の「研究」の推進を明確にした。

## 第五 事業活動に係る地球温暖化対策等計画書制度

- 一 大規模排出事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出等の抑制に関する計画（以下「事業活動地球温暖化対策等計画」という。）を定め、それを知事に提出するとともに公表しなければならない。
- 二 大規模排出事業者以外の事業者は、事業活動地球温暖化対策等計画を定め、それを知事に提出することができる。
- 三 事業活動地球温暖化対策等計画を提出した事業者は、その達成状況を知事に報告しなければならない。
- 三 知事及び事業者は、事業活動地球温暖化対策等計画及び報告を公表しなければならない。
- 四 知事は、必要な助言、指導、評価、表彰その他必要な援助を行うことができる。
- 五 知事は、必要な報告又は資料の提出を求め、その職員に事業所その他の事業場に立ち入らせ、必要な調査及び質問をすることができる。
- 六 以上の他、所要の規定を設ける。

### \* 大規模排出事業者

年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上の事業者

200 台以上の自動車を使用する事業者

年間の温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素以外のガス）排出量が二酸化炭素換算で 3,000t 以上の事業者

対象者の範囲を拡大する。

現行の条例で規定している「排出抑制計画書制度」を「事業活動地球温暖化対策等計画」とし、助言や指導、評価、表彰、立入等の規定を加える。

現行の条例で規定している「自動車環境計画書制度」を統合し、交通・物流等の視点を加える。

## 第六 事業活動に係る地球温暖化対策等協定制度

知事は、温室効果ガスの排出等の抑制について、高度な取組を自主的に行おうとする事業者と協定を締結することができる。

現行の条例で規定している「24時間事業者との協定」を「事業活動地球温暖化対策等協定」とし、特定の事業者にとどまらず、意欲的な事業者と協定を締結できるようにする。

## 第七 アイドリング・ストップ実施周知制度 (現行の条例を基本とする)

## 第八 自動車環境情報提供制度 (現行の条例を基本とする)

## 第九 家電省エネラベル掲出制度 (対象を拡大する)

## 第十 建築物に係る環境エネルギー性能評価制度

- 一 建築物に係る設計、建設工事の請負又は販売の契約を行う者は、建築主に建築物の環境エネルギー性能を説明しなければならない。
- 二 建築主(\*1)は、建築物の環境エネルギー性能を掲示しなければならない。
- 三 建築主(\*2)は、建築物の環境エネルギー性能を知事に届け出なければならない。
- 四 知事は、届出の概要を公表することができる。
- 五 以上の他、所要の規定を設ける。

\*1 延床面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は延床面積 300 m<sup>2</sup>以上の増築若しくは改築を行う建築主

\*2 延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の増築若しくは改築を行う建築主

現行の条例で規定している「建築物環境配慮計画」を「建築物環境エネルギー性能評価制度」とし、建築物の環境エネルギー性能の説明、掲示、届出を規定する。

## 第十一 建築物に係る自然エネルギー導入検討制度

- 一 建築物に係る設計、建設工事の請負又は販売の契約を行う者は、建築主に建築物への自然エネルギー設備の導入可能性を説明しなければならない。
- 二 建築主(\*1)は、建築物に設置した自然エネルギー設備の状況を掲示しなければならない。
- 三 建築主(\*2)は、自然エネルギー設備の導入を検討した結果を知事に届け出なければならない。
- 四 建築主(\*3)は、未利用エネルギー資源の活用を検討した結果を知事に届け出なければならない。
- 五 知事は、届出の概要を公表することができる。
- 六 以上の他、所要の規定を設ける。

\*1 延床面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は延床面積 300 m<sup>2</sup>以上の増築若しくは改築を行う建築主

\*2 延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の増築若しくは改築を行う建築主

\*3 延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の増築若しくは改築を行う建築主

「建築物自然エネルギー導入検討制度」を新設し、建築物の自然エネルギー設備の導入可能性説明、導入結果の掲示・届出を規定する。

## 第十二 エネルギー供給に係る地球温暖化対策等計画書制度

- 一 エネルギー供給事業者は、エネルギーの供給における温室効果ガスの排出等の抑制に関する計画(以下「エネルギー供給地球温暖化対策等計画」という。)を定め、知事に提出しなければならない。
- 二 エネルギー供給事業者は、エネルギー供給地球温暖化対策等計画の達成状況を知事に報告しなければならない。
- 三 知事及び事業者は、エネルギー供給地球温暖化対策等計画及び報告を公表しなければならない。
- 四 以上の他、所要の規定を設ける。

現行の条例で規定している「再生可能エネルギー計画書制度」を「エネルギー供給地球温暖化対策等計画書制度」とし、地球温暖化対策等の計画を策定し、実績と合わせて報告する制度とする。